

草津市公報

発行日 令和5年11月15日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 20 号

発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 告 示

公示送達について(税務課)	1
草津市妊娠判定費用助成金事業交付要綱(子育て相談センター)	2
草津コミュニティ支援センター運営補助金交付要綱(まちづくり協働課)	4
草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱(幼児施設課)	5
草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱(幼児施設課)	18
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課)	39
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について(生活支援課)	39
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課)	39
緊急輸送道路における占用制限の実施について(土木管理課)	39
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課)	40
公示送達について(納税課)	40
公示送達について(介護保険課)	43

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	44
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	44
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	45
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)	45

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課)	46
---------------------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	46
-------------------------	----

告 示

草津市告示第244号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年10月17日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書 3件

令和5年度 市民税・県民税税額納税通知書 2件

令和5年度市県民税税額変更（決定）通知書 43件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年10月24日に送達があったものとみなす。

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	原田 雅浩	滋賀県草津市青地町	213番地1-403	ディアコート青地I
2	佐々利 淳	滋賀県草津市青地町	663番地1	シャーメゾン青地 203号
3	BAGAS RIZKI SUPRIYANTO	インドネシア		

令和5年度 市民税・県民税税額納税通知書

連番	氏名	住所		
1	濱路 晋吾	滋賀県草津市西渋川一丁目	11番24-307号	アウルコート草津
2	北脇 種一	滋賀県草津市若竹町	4番17号	

令和5年度市県民税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所	
1	原田 雅浩	滋賀県草津市青地町	213番地1-403
2	佐々利 淳	滋賀県草津市青地町	663番地1
3	志摩 丈淳	滋賀県草津市東矢倉二丁目	7番7号
4	塩見 由佳	滋賀県草津市平井四丁目	4番22号
5	NGUYEN NGOC THIANH	滋賀県草津市野路東三丁目	8番5-103号
6	KAYEMBA HENRY	滋賀県草津市笠山一丁目	4番10-420号
7	牧内 廉	滋賀県草津市山寺町	492番地1-1311
8	阿部 光智	滋賀県草津市追分南三丁目	17番39-203号
9	村井 奈智	滋賀県草津市野路東五丁目	26番46-108号
10	吉田 悟志	滋賀県草津市西大路町	6番33-205号
11	濱田 瑞樹	滋賀県草津市草津町	1970番地5-208
12	荒木 舞葉	滋賀県草津市南草津三丁目	6-1 6-2
13	TRAN THI PHUONG THUY	ベトナム	
14	木許 晴二郎	滋賀県草津市西渋川一丁目	17番11-201号
15	杉本 沙耶佳	滋賀県彦根市小泉町	895番地4(203号)
16	櫻井 博司	滋賀県草津市大路三丁目	3番3-506号
17	NGUYEN THI QUYNH NGA	ベトナム	
18	香川 光敏	滋賀県草津市東草津三丁目	11番29-107号
19	山中 慎太郎	滋賀県大津市平津一丁目	17番22号
20	TRAN NGOC THAI	ベトナム	
21	FRIGILLANA ALYSSA ESPOSO	フィリピン	
22	ALIPOON ROCKY NAVEA	フィリピン	
23	PHAM QUY MANH	滋賀県草津市岡本町	470番地205
24	今井 博之	滋賀県草津市西渋川一丁目	10番43-303号
25	駒井 泰秋	滋賀県草津市東草津二丁目	9番33-403号
26	田中 博美	滋賀県草津市青地町	213番地1-138
27	ENDO ALESSANDRO KIYOSHI	滋賀県草津市東草津三丁目	16番7-207号
28	ZHANG YING ZI	カナダ	
29	VU THUY VAN	ベトナム	
30	NGUYEN VAN DUC	ベトナム	
31	NGUYEN THI THUY LINH	ベトナム	
32	宮永 浩二	滋賀県草津市追分三丁目	22番19-332号
33	張間 千鶴	滋賀県草津市東矢倉二丁目	6番5-705号
34	伊東 莊一郎	滋賀県草津市追分二丁目	8番7-104号
35	松原 健児	京都府京都市伏見区淀池上町	135番地1
36	HADIYAT NUGRAHA	新潟県燕市吉田水道町	4番6号
37	LE THI HANH	ベトナム	
38	PHAM HONG QUAN	ベトナム	
39	新庄 三次	滋賀県草津市下笠町	1426番地
40	織田 富士夫	滋賀県草津市草津一丁目	2番2-405号
41	北川 正晃	滋賀県草津市上笠三丁目	6番1-1号
42	TRAN VIET HUNG	ベトナム	
43	ANDARU	インドネシア	

(令和5年10月17日掲示済み)

草津市告示第245号

草津市妊娠判定費用助成金事業交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年10月17日

草津市長 橋 川 涉

草津市妊娠判定費用助成金事業交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、低所得の妊婦の初回産科受診料費用に掛かる経済的負担軽減を図るとともに、妊娠が判明した妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、妊娠判定に係る受診費用の一部を助成金として交付することとし、その助成に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱

に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、この要綱に基づく申請を行う時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者のうち、住民税非課税世帯に属する者またはこれと同等の所得水準であると認められる者であって、妊娠判定を受けることが必要と認められる者のうち、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者
- (2) 判定のため世帯の課税状況等の確認に同意している者
- (3) 受診医療機関等の関係機関と草津市が支援のために必要となる情報を共有することに同意している者 (助成対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、妊娠判定に

要する診察（問診および内診）、尿検査および超音波検査（医療機関が必要と判断した場合に限る。）とする。

2 助成金の額は、前項の項目に係る費用の自己負担相当額とし、初回の妊娠判定につき1万円を限度とする。（対象回数）

第4条 同一対象者に対する助成は、1件の妊娠につき初回の産科受診料1回に限る。（助成申請）

第5条 助成を受けようとする者は、草津市妊娠判定費用助成金事業交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、受診日から起算して6か月以内に申請するものとする。

(1) 妊娠判定を実施した医療機関が発行する領収書および診療明細書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付するかどうかを決定し、その旨を草津市妊娠判定費用助成金交付可否決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとし、助成金を交付することとした者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定通知により規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

草津市妊娠判定費用助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

草津市長 あて

申請者

〒

住 所

氏 名

印

電話番号

受診者との関係 ()

草津市妊娠判定費用助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり妊娠判定費用の助成を申請し、請求します。

また、草津市が受診医療機関等の関係機関と支援のために必要となる情報を共有することに同意します。

記

フリガナ 受診者氏名		<input type="checkbox"/> 生活保護世帯に属する者
受診者住所	〒	
受診者生年月日	年 月 日生（満 歳）	
助成申請額	円 （初回の妊娠判定につき1万円を限度とする。）	
添付書類	<input type="checkbox"/> 妊娠判定を実施した医療機関が発行する領収書および診療明細書	
助成金振込口座	金融機関名	銀行 店 信用金庫 支店 信用組合 出張所 農業協同組合
	預金種別	普通 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

税務関係資料閲覧承諾書

草津市妊娠判定費用助成金交付申請のために、草津市が受診者およびその属する世帯の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

住 所 草津市

氏 名

世帯構成員の状況

ふりがな 氏名	生年月日	続柄	備考

様式第2号 (第6条第1項関係)

第 年 月 日

様

草津市長

草津市妊娠判定費用助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市妊娠判定費用助成金を次のとおり交付することに決定したので、草津市妊娠判定費用助成金交付要綱第6条1項の規定により通知します。

記

助成の可否	可 ・ 否	
助成の内容	助成金の額	金 円
却下の理由		

(令和5年10月17日揭示済み)

草津市告示第246号

草津コミュニティ支援センター運営補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年10月23日

草津市長 橋 川 渉

草津コミュニティ支援センター運営補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、草津コミュニティ支援センターの運営に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、草津コミュニティ支援センター運営会（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象経費および補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、別表のとおり

とし、補助金額はそれらの合計額とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書および収支予算書
- (2) 草津コミュニティ支援センター使用承諾書の写し
- (3) その他市長が認める書類

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書（以下「報告書」という。）の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) その他市長が認める書類

2 報告書の提出期日は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。

(帳簿等の保存)

第6条 補助対象者は、補助金に係る経費の収支を明らかにする帳簿、証拠書類等を整理し、5年間保存しなければならない。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年10月23日から施行し、令和5年度以降の補助金について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条に規定する実績報告および第6条に規定する保存の期間については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象経費	
項目	内容
消耗品費	施設運営に必要な消耗品
修繕料	軽微な施設の修繕
保険料	行事等傷害保険等
夜間管理費 および清掃費	夜間貸館時の軽易な管理または館内および敷地内の清掃を行うための人件費もしくは委託料
事務局運営費	施設の利用団体等による協力金収入が事務局費（140万円を上限）を下回った場合、50万円を限度としたその差額

(令和5年10月23日揭示済み)

草津市告示第247号

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年10月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱（平成28年草津市告示第27号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第1条～第6条 <現行どおり> 別表（第2条、第3条関係）				第1条～第6条 <省略> 別表（第2条、第3条関係）			
事業	事業の内容	補助の要件	補助金額	事業	事業の内容	補助の要件	補助金額
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
延長保育事業	<現行どおり>	<現行どおり>	1 特定分 子ども・子育て支援交付金交付要綱（ <u>令和5年7月31日成事第365号子ども家庭庁長官通知</u> 。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額。 2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事	延長保育事業	<省略>	<省略>	1 特定分 子ども・子育て支援交付金交付要綱（ <u>平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知</u> 。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額。 2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミ

改正後				改正前			
			業)」の項中「 <u>1</u> 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症に係る <u>事業継続支援事業</u> における補助基準額				業) <u>(特例措置分)</u> 」の項中「 <u>3</u> 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症 <u>対策支援事業（令和3年度補正予算分）</u> における補助基準額
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
雇用安定・年度途中児童受入準備保育士配置事業	<現行どおり>	<現行どおり>	3人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額。ただし、補助対象保育士等1人につき市長が毎年度予算編成時に示す <u>市会計年度任用職員「幼児教育職（保育士）」の給料月額単価（地域手当を含める）</u> に配置月数（9月分を限度とする。）を乗じて得た額を限度とする。	雇用安定・年度途中児童受入準備保育士配置事業	<省略>	<省略>	3人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額。ただし、補助対象保育士等1人につき市長が毎年度予算編成時に示す <u>市旧臨時職員「保育士（時差無）」の賃金月額単価</u> に配置月数（9月分を限度とする。）を乗じて得た額を限度とする。

改正後				改正前			
〈現行どおり〉	〈現行どおり〉	〈現行どおり〉	〈現行どおり〉	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉
一時預かり事業	〈現行どおり〉	〈現行どおり〉	1 〈現行どおり〉 2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項中「 <u>1</u> 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業における補助	一時預かり事業	〈省略〉	〈省略〉	1 〈省略〉 2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項中「 <u>3</u> 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3

改正後				改正前			
			基準額				年度補正予算分 における補助 基準額
<現行ど おり>	<現行ど おり>	<現行ど おり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考				備考			
1～3 <現行どおり>				1～3 <省略>			
別記様式第1号～別記様式第2号 <現行どおり>				別記様式第1号～別記様式第2号 <省略>			
別記様式第3号（第4条第1項第3号関係） （別添1-1のとおり）				別記様式第3号（第4条第1項第3号関係） （別添1-2のとおり）			
別記様式第4号～別記様式第5号 <現行どおり>				別記様式第4号～別記様式第5号 <省略>			
別記様式第6号（第4条第1項第6号関係） （別添2-1のとおり）				別記様式第6号（第4条第1項第6号関係） （別添2-2のとおり）			
別記様式第7号 <現行どおり>				別記様式第7号 <省略>			
別記様式第8号（第4条第1項第8号関係） （別添3-1のとおり）				別記様式第8号（第4条第8号関係） （別添3-2のとおり）			
別記様式第9号 <現行どおり>				別記様式第9号 <省略>			
別記様式第10号（第4条第1項第10号関係） （別添4-1のとおり）				別記様式第10号（第4条第1項第10号関係） （別添4-2のとおり）			
別記様式第11号～別記様式第12号 <現行どおり>				別記様式第11号～別記様式第12号 <省略>			
別記様式第13号（第6条第2号関係） （別添5-1のとおり）				別記様式第13号（第6条第2号関係） （別添5-2のとおり）			
別記様式第14号～別記様式第15号 <現行どおり>				別記様式第14号～別記様式第15号 <省略>			
別記様式第16号（第6条第5号関係） （別添6-1のとおり）				別記様式第16号（第6条第5号関係） （別添6-2のとおり）			
別記様式第17号～別記様式第18号 <現行どおり>				別記様式第17号～別記様式第18号 <省略>			
別記様式第19号（第6条第8号関係） （別添7-1のとおり）				別記様式第19号（第6条第8号関係） （別添7-2のとおり）			
別記様式第20号 <現行どおり>				別記様式第20号 <省略>			

付 則

（施行期日等）

- この要綱は、令和5年10月24日から施行し、改正後の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。
（様式に関する経過措置）
- この要綱の施行の際現にある改正前の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添1-1

様式第3号(第4条第1項第3号関係)
(その1)

職 員 調 書

施設名

氏 名	年 齢	職 名	常勤 非常勤 の別	処遇改善 等加算Ⅱ 対象	資 格			当該法人における勤務状況		人件費 (年額) 円	年間勤務 予定日数 日	該当補助金
					資格取得年月日 年 月 日	証書番号 第 号	交付者名	採用年月日 年 月 日	経過年数 年 月			

(その2)

特 別 配 置 職 員 等 給 与 支 出 予 定 報 告 書

(特別配置区分：低年齢児・延長・加配・雇用安定年度途中児童受入・雇用継続・一時・看護師)

職 名	氏 名		設置年月日		施設名		人件費 (A)				(A) のうち処遇改善分 (B)		
	本給	諸手当	共済費	期末勤勉 手当	期末勤勉 手当の 事業主分 共済費	処遇改善等 加算Ⅰ	処遇改善等 加算Ⅱ	処遇改善等 加算Ⅲ	左記の 処遇改善 にかかる 共済費	差引額 (A-B)	出勤 日数	備考	
4月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日		
5月分													
6月分													
7月分													
8月分													
9月分													
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
計													

運営補助金計算上の年間支給額

--

別添1-2

様式第3号(第4条第1項第3号関係)
(その1)

職員調書

施設名

Table with columns: 氏名, 年齢, 職名, 資格, 専任兼任の別, 資格取得年月日, 当該法人における勤務状況 (採用年月日, 経年数), 1月当たりの職員給与費 (本給, 諸手当, 事業主負担分共済費, 計), 期末勤働手当額, 期末勤働手当の事業主分共済費, 年間支給額, 年間勤務予定日数, 該当補助金.

(その2)

特別配置職員等給与支出予定報告書

(特別配置区分: 低年齢児・延長・加配・雇用安定年度途中児童受入・雇用継続・一時・看護師)

Table with columns: 職名, 氏名, 設置年月日, 施設名, 月, 人件費(A) (本給, 諸手当, 共済費, 期末勤働手当), (A)のうち処遇改善分(B) (処遇改善等加算I, II, III, 左記の処遇改善にかかる共済費), 差引額(A-B), 出勤日数, 備考.

運営補助金計算上の年間支給額

[Redacted box]

別添2-1

様式第6号(第4条第1項第6号関係)

所 要 額 調 書 3

施設名 _____

(延長保育事業 特定分関係)

支出予定額	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A - B)	基 準 額	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

(延長保育事業 特例措置分関係)

支出予定額	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A - B)	基 準 額	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

(一時預かり事業 一般型分関係)

支出予定額	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A - B)	基 準 額	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

(一時預かり事業 余裕活用型分関係)

支出予定額	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A - B)	基 準 額	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

(一時預かり事業 特例措置分関係)

支出予定額	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A - B)	基 準 額	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

別添2-2

様式第6号(第4条第1項第6号関係)

所 要 額 調 書 3

施設名 _____

(延長保育事業 特定分関係)

支出予定額	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A - B)	基 準 額	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

(延長保育事業 特例措置分関係)

支出予定額	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A - B)	基 準 額	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

(一時預かり事業 一般型分関係)

支出予定額	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A - B)	基 準 額	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

(一時預かり事業 余裕活用型分関係)

基 準 額	補助基本額	補助金額	備 考
円	円	円	

(一時預かり事業 特例措置分関係)

支出予定額	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A - B)	基 準 額	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

別添3-1

様式第8号(第4条第1項第8号関係)

延長保育事業計画書

開所時間	実施類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実利用人数	基準額
11時間 (時分～時分) 延長保育も含めた時間 (時分～時分)	保育短時間 延長時間	前	平均延べ利用人数(人)											人	円
		後													
		前													
		後													
	保育標準時間	前												人	円
		後													
		前													
		後													
計														人	円

別添3-2

様式第8号(第4条第1項第8号関係)

延長保育事業計画書

開所時間	実施類型	平均対象(利用)児童数											基準額		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実利用児童数	
(時分～時分)	保育短時間認定	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	年間実利用児童数	ア
	前分延長														円
(時分～時分)	後分延長													年間実利用児童数	イ
	保育標準時間認定														
	前30分延長														
	後30分延長														
	前1時間延長														
	後1時間延長														
	前2時間延長														
	後2時間延長														
合計													円		
年間実利用児童数														人	

別添5-1

様式第13号(第6条第2号関係)

補助金収支明細書

施設名 _____

(保育士等の特別配置関係)

区分	配置保育士数 人	担当保育士氏名	配置月 月	支出額 円	補助基準額 円	要補助額 円	受入済額 円	差額 円
低年齢児保育保育士等特別配置費事業			～					
加配保育士特別配置事業			～					
雇用安定・年度途中児童受入準備保育士配置事業			～					
看護師配置事業			～					

(延長保育事業 特定分)

対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(延長保育事業 特例措置分)

対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(一時預かり事業 一般型分)

対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(一時預かり事業 余裕活用型分)

対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(一時預かり事業 特例措置分)

対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円